

日米間選手契約に関する協定（訳文）

一九六七・一〇・一七調印

- (1) 日本のプロ野球球団（以下日本球団という）がアメリカのプロ野球選手（以下アメリカ選手という）に接触し、交渉を希望する場合、その日本球団あるいは日本のコミッショナー（注①）はまずアメリカのコミッショナーに連絡を取り、そのアメリカ選手の身分と獲得の可能性を確認しなければならない。

注①…日本球団は、直接アメリカのコミッショナーに連絡を取らず、必ず日本のコミッショナーを通じて身分照会を行なう。

- (2) もしそのアメリカ選手が、アメリカのいずれかの大リーグ球団に保留されているか、入隊中、任意引退、リストラクテッド、ディスクオリファイド、サスペンデッド、インエリジブル（注②）のいずれかのリストに入っている場合は、そのアメリカ大リーグ球団とアメリカのコミッショナーの承認がない限り、日本球団はそのアメリカ選手と接触あるいは交渉できない。

注②…原語表記の四語については、メジャー・リーグ・ルール（MLR）に規定されており、その抄訳を付記する。

リストラクテッド(Restricted) リスト（MLR十五）

球団に許可なく、球団のシーズン開幕十日以内に選手が球団に出頭しなかったり、球団と契約を締結しなかった場合、球団はその選手をリストラクテッド・リストに記載することができる。同リストに記載された選手は、復帰するまではいずれの球団においてもプレーすることができない。シーズンの開幕以前に（ただし一月一日以前は除く）、現シーズンの契約の有無にかかわらず、選手が開幕後三十日間またはそれ以上出頭しない旨を文書または電報で球団に通知した場合、球団はその選手をリストラクテッド・リストに記載することを報告しなければならない。球団がそのような処置を求めるためには、コミッショナー宛ての申請を選手からの通知とともに提出しなければならない。

ディスクオリファイド(Disqualified) リスト（MLR十五）

契約または保留に違反した選手は、ディスクオリファイド・リストに記載することができる。同リストに記載された選手は、復帰するまではいずれの球団においてもプレーすることができない。

サスペンデッド(Suspended) リスト（MLR十三）

球団は、統一選手契約書にある内規ないし他の条項に関し、不従順、不正行為、または違法行為を行なった選手を出場停止にすることができる。球団は自由裁量

で、選手に相応な罰金を科し、参稼報酬から相当する額を差し引くか、あるいは三十日を超えない期間参稼報酬なしで選手を出場停止にするか、いずれか一方または両方の処分を科することができる。罰金、出場停止、罰金と出場停止についていずれの場合も、処分理由を付記し、選手に文書で通知する。出場停止の期間中は、選手はどの球団においてもプレーすることができない。

インエリジブル(Ineligible) リスト

不正行為や道徳上卑劣行為に関与した罪を問われた選手または人物は、コミッショナーによりインエリジブル・リストに記載される。同リストに記載されている選手または人物は、復帰するまではいずれの球団においてもプレーする資格及び球団関係者となる資格を有しない。

- (3) もしそのアメリカ選手が、アメリカのいずれかのナショナル・アソシエーション (注③) (以下NAという) 球団に保留されているか、入隊中、任意引退、リストリクテッド、ディスクオリファイド、サスペンデッド、インエリジブルのいずれかのリストに入っている場合は、そのNA球団、NA会長、アメリカのコミッショナーの承認がない限り、日本球団はそのアメリカ選手と接触あるいは交渉できない。

注③…北米マイナー・リーグを統括する組織。

一九九〇年一二月に締結された大リーグとマイナー・リーグの新協定 (一九九一～九七年の七年契約) 以後は、マイナー選手の契約関係も各大リーグ球団が管理し、最終承認権は大リーグ・コミッショナーに与えられているので、(3) 項は実質機能しておらず、マイナー選手の身分照会も(1)の手続きでよい。

- (4) もしそのアメリカ選手が前項(2)、(3)により承認が必要とされる選手でないならば、アメリカのコミッショナーはその旨を日本のコミッショナーに通知し、その後日本球団は、そのアメリカ選手と接触し、交渉することができる。もし前項(2)、(3)により承認が必要とされる選手であれば、アメリカのコミッショナーは、アメリカのコミッショナー、大リーグ球団、必要によってはNA球団、NA会長(注④)の承認あるいは否認の意思を日本のコミッショナーに通知しなければならない。

注④…(3) 項で説明した事情により、「必要によっては…NA会長」までの文言は実質不要。

- (5) アメリカの大リーグ球団あるいはNA球団(注⑤)が日本のプロ野球選手(以下日本選手という)に接触し、交渉を希望する場合、そのアメリカ球団あるいはアメリカのコミッショナー(注⑥)は、まず日本のコミッショナーに連絡を取り、前記アメリカ選手の

身分と獲得の可能性の確認手続きと同様の方法により、その日本選手の身分と獲得の可能性を確認しなければならない。もしその日本選手が、日本のいずれかの球団と契約中か、保留されているか、またはインアクティブ (Inactive) ・リスト (注⑦) に入っている場合は、その日本球団と日本のコミッショナーの承認がない限り、アメリカ球団はその日本選手と接触あるいは交渉できない。

注⑤… (3) 項で説明した事情により、「あるいはNA球団」の文言は実質不要。

注⑥…アメリカ球団は、直接日本のコミッショナーに連絡を取らず、必ずアメリカのコミッショナーを通じて身分照会を行なう。

注⑦…一九六七年当時は、非現役選手、すなわち二十八名の出場登録選手以外の選手のことを指した。しかし現在は、任意引退選手や有期、無期の失格選手のことを意味している。

- (6) もしその日本選手が前項 (5) により承認が必要とされる選手でないならば、日本のコミッショナーはその旨をアメリカのコミッショナーに通知し、その後アメリカ球団は、その日本選手と接触し、交渉することができる。もし前項 (5) により承認が必要とされる選手であれば、日本のコミッショナーは、日本球団と日本のコミッショナーの承認あるいは否認の意志をアメリカのコミッショナーに通知しなければならない。

- (7) 過去アメリカ球団の契約下にあり、つい最近まで日本球団と契約していた選手がアメリカに戻る意志がある場合、その選手の身分と獲得の可能性の確認手続きはあたかもその選手が日本選手であるかのように (注⑧) 行なわねばならない。ただし、その選手はアメリカのコミッショナーと最後に所属していたアメリカ球団に復帰の意志があることを通知しなければならない。その通知を受け取ってから六十日間は、その選手が最後に所属していたアメリカ球団が他のすべてのアメリカ球団よりもその選手の獲得に関する優先権を持つ。同期間が過ぎれば、そのアメリカ球団は優先権を失う。

注⑧…前項 (5)、(6) を指し、これに従う。

- (8) 過去日本球団の契約下にあり、つい最近までアメリカ球団と契約していた選手が日本に戻る意志がある場合、その選手の身分と獲得の可能性の確認手続きはあたかもその選手がアメリカ選手であるかのように (注⑨) 行わねばならない。ただし、その選手は日本のコミッショナーと最後に所属していた日本球団に復帰の意志があることを通知しなければならない。

注⑨…前項 (1)、(2)、(3)、(4) を指し、これに従う。

- (9) 日米間の球団と球団、また球団と選手の間における交渉や契約の成立についてアメリカと日本のコミッショナーは、ただちに通知されなければならない。

〔手続〕

- (1) 両国球団代表者間の交渉の過程においては、球団はコミッショナーに届け出を要せず、交渉成立後契約締結についてコミッショナーに承認を求めること。
- (2) 選手球団間の交渉においては、交渉に先だちコミッショナーに届け出、コミッショナーが選手の身分を確認すること。〔一九六六・一二・二四実行委議決〕

〔注〕一九六二年一〇月アメリカのコミッショナー、フォード・フリック氏と内村コミッショナーが会合し、相互に相手国の選手保有権を侵さないことを約した。会談の内容は一九六二年十一月一六日実行委員会に付議し、これを野球協約上の規定とした。一九六六年一〇月アメリカのコミッショナー、ウイリアム・エッカート氏と宮沢コミッショナー委員長が会合し、日米間選手契約に関する前任コミッショナー間の会談要旨を原則的に尊重することに同意、一九六六年一月七日実行委員会で確認した。一九六七年九月一日実行委員会において、「日米選手契約に関する協定」原案を承認、同年一〇月一七日宮沢日本コミッショナー委員長とエッカート米国コミッショナーとの間で同協定に調印。